

提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項

第1条(適用)

本同意条項は、申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)が株式会社金沢丸越百貨店(以下「金沢丸越百貨店」という)が株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)と提携して発行するエムザセゾンカード及びエムザロイヤルカード(以下「本カード」という)の申込みを行う場合に適用します。

第2条(同意)

会員は、金沢丸越百貨店が下記の個人情報を下記の目的のために、保護措置を講じた上で独自に収集し、且つ保有・利用することに同意します。

[収集・保有・利用する個人情報]

○本カード申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で会員が金沢丸越百貨店に届出した事項

○金沢丸越百貨店における本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

[利用目的]

○金沢丸越百貨店による商品・サービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話、訪問等による営業案内、関連するアフターサービス

○金沢丸越百貨店によるポイントサービス等本カードに付帯するサービスの提供

○金沢丸越百貨店による商品・サービス提供に関する市場調査、商品開発

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

エムザセゾンカード特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社金沢丸越百貨店(以下「金沢丸越百貨店」という)と提携して発行するエムザセゾンカード及びエムザロイヤルカード(以下「本カード」という)の会員(以下「本会員」という)については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」及び「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

第2条(個人情報の提供・収集・保有・利用)

本会員は、当社が下記の個人情報を下記の目的のために、保護措置を講じた上で金沢丸越百貨店に提供し、金沢丸越百貨店が収集・保有・利用することに同意します。

[提供する個人情報]

○金沢丸越百貨店を除く加盟店における利用日ごとの本カード利用金額

[利用目的]

○金沢丸越百貨店によるポイントサービス等本カードに付帯するサービスの提供

第3条(個人情報の提供期間)

第2条の金沢丸越百貨店への個人情報提供期間は、原則として契約期間終了日までとします。

第4条(共同利用会社の個人情報の収集・保有・利用・提供)

本会員は、金沢丸越百貨店及び金沢丸越百貨店と個人情報の共同利用に関する契約を締結した、金沢丸越百貨店によるポイントサービス、割引サービス、その他これらに準ずる本カードに付帯するサービスについての提携企業(以下「共同利用会社」という)が、①下記の個人情報を下記の目的のために収集・保有・利用すること、及び②それぞれが保有する下記の個人情報を相互に提供し共同で保有・利用することに同意します。なお、個人情報の管理については金沢丸越百貨店が責任を負います。

[共同利用する個人情報の項目]

○本カード申込書に本会員が記載した本会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で本会員が金沢丸越百貨店に届出した事項

○金沢丸越百貨店における本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

○共同利用会社における本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

[利用目的]

- 金沢丸越百貨店及び共同利用会社による商品・サービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話、訪問等による営業案内、関連するアフターサービス。
- 金沢丸越百貨店及び共同利用会社による本カードに付帯するサービスの提供。
- 金沢丸越百貨店及び共同利用会社による商品・サービス提供に関する市場調査、商品開発。

第5条(問い合わせ窓口)

金沢丸越百貨店の保有する本会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記までお願いします。

株式会社金沢丸越百貨店 営業企画部 お客様サービス担当
住所:石川県金沢市武蔵町15番1号
電話番号:076-260-2065

第6条(特約の変更)

本特約は当社並びに、金沢丸越百貨店所定の手続きにより変更する場合があります。

エムザセゾンカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社金沢丸越百貨店(以下「金沢丸越百貨店」という)と提携して発行するクレジットカードをエムザセゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

金沢丸越百貨店のお客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(ポイントサービス)

金沢丸越百貨店は、その定めるところに従い、本会員に対し、ポイントサービスを提供いたします。但し、当社及び金沢丸越百貨店の指定する場合には、ポイントサービスを提供できない場合があります。

第4条(セゾンカード規約等の適用)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は本特約を優先いたします。

第5条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。また、次の事項を追加します。

⑥分割払いー商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払う方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

(例)現金価格 50,000円、10回払いの時
●分割払手数料 $50,000円 \times (5.0円 / 100円) = 2,500円$
●支払総額 $50,000円 + 2,500円 = 52,500円$
●各支払日の分割支払金 $52,500円 \div 10回 = 5,250円$

支払回数	(回)	3	6	10	15	20	24	36
支払期間	(ヶ月)	3	6	10	15	20	24	36
実質年率	(%)	9.0	10.3	10.8	11.1	11.2	11.2	11.1
現金価格100円当たりの 手数料の額	(円)	1.5	3.0	5.0	7.5	10.0	12.0	18.0

(2)セゾンカード規約第7条(4)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3)セゾンカード規約第7条(3)①支払方法の変更(分割払い)を利用した場合は、(1)の表が適用されます。

(4)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

第6条(早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、本会員が当初の契約のとおりにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来

の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第7条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものといたします。

第8条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

